

# 平成29年度防府市社会福祉事業団事業計画

わが国においては、社会福祉法人制度改革により社会福祉法の改正が行われ、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、地域における公益的な取り組みを実施する地域貢献活動等への取り組みが求められています。

このような状況において、当事業団としても、福祉の先駆けとして長年にわたって培ってきたノウハウや専門職の人材を活用し、多様化し複雑化する新たな福祉サービスの提供に努めます。また、地域福祉の拠点として公共性の高い事業活動への取り組みや、地域貢献に努めるとともに、地域から信頼され求められる施設・事業運営を確立し、積極的な事業改善に努めます。平成29年4月より3年間指定管理者として社会福祉施設を管理運営することとなり今後は、事業団の特性を生かした事業の展開を推進し、自立的な運営に努めます。

## 1. 事務局

事業団の法人業務をはじめ、理事会及び評議員会の運営や施設管理業務にあたりるとともに、経営組織の強化や事業運営の透明性、地域貢献活動等への取り組みに努めるとともに、効率的経営を図るため、適正な事務・事業の執行にあたります。

また、各施設運営及び事業の実施にあたり施設間の調整を図るとともに、福祉サービスの適切な利用の推進と支援、地域及び市民から信頼され求められる施設づくりを行います。

### (1) 効率的な事業経営

経営基盤の安定に向けて、業務の適正かつ効率的な運営が図られるよう施設間の連絡調整や、事業運営の透明性を図り、効果的・効率的な経営を行うとともに、指定管理者として適切な運営体制を確立しながら、自立的な運営の実現に努めます。

### (2) 関係機関との連携

福祉・保健・医療の関係機関、団体とも連携を図り、地域に開かれた施設として、拠点施設の役割や地域福祉活動への取り組み、地域福祉の充実に努めます。

### (3) 人材育成、専門性の向上

広く専門的知識の向上や質の高い人材の育成のために、職員研修体制の充実、人材育成を推進するとともに、利用者本位の立場に立ち、質の高いサービスを提供するために、専門性を高める研修の充実に努めます。

## 2. 防府市愛光園

就労移行事業・就労継続B型事業・生活介護事業において、ニーズにあった各事業を行うため、支援体制の見直し等を行い、各事業の益々の充実に努めます。通園や休日活動において、特に創意工夫を凝らしながら取り組んでいきます。

これらの取り組みを具体化するために、下記に掲げることを運営の重点項目とします。

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って個別のケアプランを作成し、それに基づくサービスの提供をします。
- (2) 地域や家族との結びつきを重視し、市町・指定障害施設や障害福祉サービス事業所その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。
- (3) 能力に応じて、就労のための準備と地域で社会経済活動・社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援、施設外就労の実施により幅広い支援の提供に努めます。就労移行事業に関しては、支援学校の卒業生等を受入れ、就労に向けた就労移行プログラム・実践的なカリキュラムを取り組める体制を整えていきます。
- (4) 福祉的就労及び生産活動の提供だけでなく、クラブ活動・行事等を行い生活に充実・潤いを提供します。引き続き可能な限り休日の開所を行い、余暇活動の機会を増やします。
- (5) 利用者の特性と意思を重視し、自己選択を十分に配慮し、利用者各々が自分の仕事を持てるよう作業を開拓し提供します。また、作業技術能力の向上と平成 30 年の「障害者総合支援法施行 3 年後の見直し」に向けて工賃アップ・目標工賃達成に努めます。
- (6) 施設機能の充実と地域への開放のため園芸教室・陶芸教室等講座の実施及び講師の派遣、支援学校・大学・専門学校からの実習・見学を積極的に受け入れ、地域との交流・開かれた施設作りを図ります。また、事業団ホームページによる園行事等の紹介を通じて園活動のPRに努めます。
- (7) 生活介護の利用者の活動において、潤いのある時を過ごして頂くために、レクリエーション、買物、簡単なおやつ作り、創作活動の他に、3B体操、散歩、園芸活動等で身体を動かしながら季節を感じられる活動を実施します。
- (8) 自宅近くまでの送迎の通園計画については、よりニーズにあった支援が提供できるよう、併せて安全かつ合理的な通園が行えるよう努めます。

### 3. 防府市大平園

障害者総合支援法の理念に基づき、人権擁護と虐待防止を基本とした利用者本位の質の高いサービスの提供と、在宅障害児・者の福祉ニーズに応えることにより、地域社会との共生実現に努めていきます。

また、高齢化に伴い、体力の低下や高齢化特有の疾患が見られるようになってきていることから、利用者の体力や健康維持のため、適度な運動の提供や疾患の早期発見早期対応及び、食の管理を積極的に進めていきます。

これらの取り組みを具体化するため、以下に掲げることを運営の重点項目とします。

- (1) 栄養マネジメントを実施することで、人間の基本的欲求である「食べる喜び」、低栄養を改善・予防、利用者の生活機能の維持・向上に努めていきます。
- (2) 心身機能の低下を防ぐため、個々にあった軽運動やレクリエーションを提供し、

積極的に取り組みます。

- (3) 転倒や骨折など不測の事故を防ぐため、ヒヤリハット・事故報告の事例分析・検証を行い、事故リスクの軽減に取り組みます。
- (4) 日中一時支援及び短期入所事業を通じて、在宅障害児・者の地域生活支援の充実を図ります。
- (5) 利用者の権利擁護、虐待防止のため、①職員の意識の向上のための研修、②外部での研修参加、③合理的配慮、を積極的に行います。
- (6) 安心、充実した生活の実現のため、相談支援事業所や他の支援サービス事業所など他機関とのネットワークを活用するとともに、地元の地域とも連携を図っていきます。

#### 4. 防府市身体障害者福祉センター

障害のある人々に対し、自立に必要な各種の相談に応じるとともに、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びスポーツ、レクリエーションのための便宜を総合的に提供するとともに、地域の実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会の提供や、ボランティアの養成その他身体障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を実施します。

また、地域活動支援センターⅡ型の事業を実施し、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練や社会適応訓練等のサービスを行い、適切かつ効果的な訓練支援を行います。

これらの取り組みを具体化するため、以下に掲げることを運営の重点項目とします。

- (1) 障害の状態や症状に応じた機能回復訓練は、利用者個々の個別計画に基づいて支援を実施し、障害者の身体機能の向上に努めます。
- (2) 社会適応訓練及び各種教養講座を実施して効果的な訓練を行なうことで、障害者の自立や社会参加の促進と、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (3) 行事を通じて障害者と地域住民との交流を図り、また福祉啓発事業・講習会等を実施し、地域福祉に対する理解を深めます。

#### 5. 防府市障害者生活支援センター（相談支援事業所）

一般相談支援・障害児相談支援・地域相談支援

ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者の基本的人権を尊重し、利用者の意向を踏まえ、多様なニーズに適切に対応する相談支援を提供することを基本理念とします。このため、障害者福祉事業及び福祉行政の一端を担う機関として、公正で中立な事業運営を行います。また、相談支援専門員を中心に内部職員相互の連携を図るとともに、地域福祉を支える様々な関係機関との協力体制を構築し、障害者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活ができるよう、包括的な相談支援の実現

を目指します。

#### 【基本項目】

##### (1) 自立支援

利用者が、日常生活のあらゆる場において、障害の種別や程度にかかわらず、自立した生活をめざし、社会活動へ積極的に参画できるように支援します。

##### (2) 主体性の尊重

利用者が、人として、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、可能な限り本人の意思を尊重し、自己決定ができるように支援します。

##### (3) 生活の質(Q.O.L)の向上

利用者の人格と個性を尊重し、人間らしく生きてゆく内面的な充実感を感じていただけるよう、利用者のより良い生活を重要視した支援を目指します。

#### 【重点項目】

##### (1) 障害者虐待防止の体制整備

障害者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律に沿い、人権を守り、安全で安心した生活ができるよう、虐待の相談窓口の整備、予防啓発、関係機関との連携を図るなど障害者の虐待防止体制の整備を推進します。

##### (2) 障害児相談支援の強化

障害児相談支援の利用に際し、障害児の心身の状況や本人及び保護者の意向等を踏まえた支援を実践するため関係機関との連携を強化します。また、多様化するニーズに対し本人に適した支援の内容を検討し、個別支援の充実の強化に取り組みます。

##### (3) 職員研修・研鑽

職員の援助技術の向上、充実をはかるため、支援調整会議やケース会議等の職場内研修の場において、支援計画や実践報告・評価等の話し合いを行います。また、各種研修会にも積極的に参加し、職員研修の充実を図ることにより優れた判断力と想像力を備えたグローバルな人材育成に努め資質の向上をめざします。特に、利用者の人権を守るために、職員の人権意識を高め、人権を尊重した支援を実践するための自己研鑽に努めます。

##### (4) 地域への貢献

地域における様々なニーズに取り組むため、各関係機関と連携・協力を強化し地域ニーズに取り組むとともに、地域福祉の向上のため地域貢献を主体的・積極的に行います。

## 6. 防府市なかよし園

児童発達支援センターとして地域における障害児療育の中核的な役割をもち、ネットワークを基盤とした継続した支援の構築に取り組めます。障害別グループに区別して、きめ細やかな設定保育や専門性の高い療育、利用児一人ひとりの状況に応じた支援サービスの提供ができるように努めます。子どもの育ちに共有しながら、家族のニ

ーズに可能なかぎり寄り添えるように一緒に育ちを支えます。

地域支援事業を柱として専門性のある機能として障害児の保護者や関係機関等との地域連携を取りながら広く情報提供に努めるとともに、障害児療育の啓発活動に取り組みます。また、スタッフの専門的な知識や技術を向上させ、子どもたちにより良い支援を総合的に提供できるように努めます。

これらの取り組みを具体化するために、下記に掲げることを運営の重点項目とします。

- (1) 利用児の個別支援においては、各々に沿った個別のサービス支援計画を作成し、より充実した療育・保育・支援に努めます。専門的で質の高い療育の提供として、特別療育に取り組みます。
- (2) 給食については、楽しくおいしい食事の提供ができるよう「食育」としての充実に努めるとともに、アレルギー体質の利用児については、事故が生じないように体制を整えます。
- (3) 健康診断と歯科健診を年2回実施します。
- (4) 地域にむけての子育てに関する相談支援として、定期相談を月2回実施していきます。
- (5) 保育所等訪問支援により、保護者の同意のもとに個別のサービス支援計画を作成し、総合支援学校・幼稚園・保育所等とのネットワークの構築に努め、連携のとれた支援サービスの提供をします。
- (6) アウトリーチ活動として、ミュージックセラピーを毎月1回実施し、体操教室や摂食指導についての実演会を開くなど、成長発達が気になる在宅障害児の支援に取り組みます。
- (7) 地域とのつながりを強化し、地域住民との交流を深めるとともに、見学者やボランティア等の受入れを積極的に行います。
- (8) 県から委託された障害児地域支援強化事業を、家族支援として展開し保護者も協力して、子育てに対する相談についての研修会や勉強会を行います。
- (9) 職員においては、利用児の人権を尊重し、より専門性の高いサービスが提供できるよう研修などへ積極的に参加しレベルアップを図るなど、自己研鑽に努めます。

## 7.防府市わかくさ園

通所の生活介護事業を実施しています。日常生活の中で、介護や見守り等の支援が常時必要な利用者に対して、機能訓練・排泄・整容及び食事の介助や日常生活等に関する相談及び助言などの支援に努めます。

また、創作的活動や生産活動の機会を提供し、身体機能・生活能力の向上のために必要な支援を行います。

これらの取り組みを具体化するために、以下に掲げることを運営の重点項目としま

す。

- (1) 利用者の人権及び自己決定権を尊重し、快適な生活ができるように利用者本位の質の高いサービスの提供に努めます。
- (2) 利用者本位の支援サービスに向けて、各職員が連携協力しながら安心・安全の確保に努めるとともに、利用者一人ひとりの状況に応じた個別支援計画に基づき、個々の身体状況に応じた適切なサービスを提供します。
- (3) 利用者の高齢化や障害の重度・多様化に対応した質の高いサービスの提供が求められており、職員個々の介護支援技術のスキルアップを図ります。

## 8. 防府市社会福祉事業団ホームヘルパーセンター

ホームヘルパーセンター期待される市民の要請に対応して、行政や関連事業所との連携を十分にしながら、すべての要援護者のニーズに応えられるように努めます。困難なケースも前向きに取り組み、障害者と高齢者のホームヘルパー、ケアマネジメントが一体となった事業所のメリットを生かして、要援護者の援助が効果的かつ柔軟にできるように努めます。

### ◎訪問介護支援（ホームヘルプサービス）（高齢者・障害者）

在宅での生活が可能な限り自立的に継続できるよう、利用者・家族のニーズに応じたサービスを効率的に提供するとともに、利用者の個々の状況をしっかり把握し、利用者の人権を配慮した援助となるように心がけます。

以下に掲げることを運営の重点項目とします。

- (1) 介護支援専門員や相談支援専門員の作成した居宅サービス計画に従い、利用者の身体、家庭、地域等の状況に応じて訪問介護計画を作成し、援助内容に対する利用者本人の理解を得ながら、利用者との信頼関係の積み重ねを大切にして援助を行う。また、介護支援専門員や相談支援専門員との連携を十分にを行い、必要に応じて訪問介護計画の見直しを行い、計画がニーズに合ったものとなり、援助が有効となるようにします。
- (2) 介護計画や現行の福祉制度の、利用者への説明を十分に行い、利用者の理解の下に適切なサービス利用につながるよう努めます。
- (3) 利用者の個人情報保護に留意し、職員の守秘義務の遵守はもとより、ヘルパーセンター職員全体で個人情報保護の問題に取り組みます。
- (4) 登録ヘルパーに対して、変化が激しい福祉施策に関する情報提供などを十分に行い、各々のヘルパーがセンターの福祉施策とヘルパーセンターの事業方針を十分理解し、より良い援助が行えるように努めます。
- (5) ヘルパーの資質向上のため内外の研修に積極的に参加し、他事業所のヘルパーとの連携を深めながら援助サービスの質の向上に努めます。
- (6) 介護支援専門員や相談支援専門員、行政関係機関、医療や福祉関連事業所だ

けでなく、利用者を取り巻く家族や民生委員をはじめとする地域の人との連携を深めます。

- (7) 利用者虐待防止・権利擁護については、研修等を通じて、改めて意識づけ・周知していく。その際、虐待防止マニュアルを活用し、虐待防止体制の構築・充実等を図ります。

#### ◎居宅介護支援事業（高齢者ケアマネジメント）

介護支援専門員の作成する居宅サービス計画が利用者の人権を尊重し、福祉ニーズを反映した有効な計画となるようにします。利用者や利用者家族との連携に留意し、信頼関係の構築に留意し、利用者や、家族が安心できるサービス計画となるように努めます。以下に掲げることを運営の重点項目とします。

- (1) 利用者・家族の思いを訪問などで十分に把握し、有効で明確でわかりやすい計画を作成する。利用者によく計画を説明し、計画内容に対する理解を得られるようにします。
- (2) 利用できる社会資源や現行制度の把握に努め、利用者が福祉資源を効率的に利用できるように調整に努めます。
- (3) 介護支援専門員の資質向上のため、内外の研修に積極的に参加し、他事業所の専門員との連携を深めながら資質の向上に努めます。
- (4) ヘルパー事業所やデイサービス事業所等の介護保険事業所、市の関係機関、医療機関、民生委員を初めとする地域の関係者との連携に留意します。

#### ◎相談支援事業（障害者、障害児ケアマネジメント）

相談支援専門員の作成する居宅サービス計画が利用者の人権を尊重し、利用者の自立的生活を援助でき、児童においては保護者のニーズに十分添えるように努力します。また、可能な限り在宅での生活が続けられるよう、サービスの調整に努めます。利用者や利用者家族又は保護者との連携に留意し、信頼関係を得られるよう配慮し、信頼関係を元に計画を作成し、利用者や、家族が安心できるサービスとなるように努めます。以下に掲げることを運営の重点項目とします。

- (1) 利用者への訪問により、利用者の生活実態を十分に把握し、有効で無駄のないわかりやすいサービス利用計画を作成する。また利用者の計画の理解を深めてもらうようにし、利用者の持てる生活能力を引き出すよう努めます。
- (2) 利用者が活用できる社会資源の把握に努め、利用者が社会福祉資源を効率的に利用できるよう利用者への情報の提供に努めます。
- (3) 相談支援専門員の資質向上のため、内外の研修に積極的に参加します。
- (4) ヘルパー事業所等の障害福祉サービス事業所、行政、医療機関、民生委員を初めとする地域の関係者との連携を深めます。
- (5) モニタリングの実施については、支給決定の内容にこだわらず利用者の状況を

把握するため必要に応じて適時訪問し、モニタリングを行います。

- (6) 利用者が介護保険適用年齢に到達する時に事前に介護申請の代行をしたり、関係事業所との連携に努め福祉サービスの継続が円滑に行くよう努めます。

## 9.防府市立野島保育所

休園中